

女性活躍推進法に基づく

神戸新交通株式会社 一般事業主行動計画

女性社員が力を発揮できる職場環境を整備することにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進していくため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年6月1日～令和9年3月31日（5年間）

2. 内容

目標1 計画期間内に、女性正社員数の割合を1割以上にする。

<対策>

令和4年6月以降 ・産前産後休暇や育児休業給付について、制度利用の啓発を行い女性が求人に応募するきっかけづくりを進める。また、女性社員の就業環境（仮眠室・休養室等）の整備や現場部門への配置拡大を進め、女性活躍推進を図る。

以上